

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成24年9月6日(2012.9.6)

【公開番号】特開2011-7169(P2011-7169A)

【公開日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-002

【出願番号】特願2009-169475(P2009-169475)

【国際特許分類】

F 03D 3/04 (2006.01)

F 03D 3/06 (2006.01)

【F I】

F 03D 3/04 B

F 03D 3/06 C

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

間隔を保って互いに対向して配置された水平誘導板、同水平誘導板の間の中心部に回転軸が配置されて同回転軸に羽根部が取付けられた回転翼部、同回転翼部の外周側の前記水平誘導板の間に前記回転軸の軸芯から偏芯させて放射状に配置した垂直誘導板から構成され、前記羽根部は回転移動方向と反対側に気流を取り込む空洞を具備する事を特徴とする風力発電装置。

【請求項2】

請求項1記載の風力発電装置において、前記水平誘導板の間に気流の出入り口を形成する双方向性垂直誘導壁を配置した事を特徴とする風力発電装置。

【請求項3】

請求項1又は請求項2記載の風力発電装置において、前記水平誘導板の間の中心部で、前記回転翼部が位置する部分の該水平誘導板を円状に切り抜き、同切り抜き部分に、該回転翼部を取付け、又は、取外しが出来る構造である事を特徴とする風力発電装置。

【請求項4】

請求項1乃至請求項3のいずれか記載の風力発電装置において、前記水平誘導板が3枚以上配置されて前記間隔が多段形成された事を特徴とする風力発電装置。